

国民健康保険料

後期高齢者医療制度

令和7年度 保険料率のお知らせ

令和7年度の各種保険料率をお知らせします。
納入通知書は7月中旬に郵送します。納付方法や納期限など、くわしくは納入通知書をご覧ください。
 保険年金課賦課係▶国民健康保険料＝内線1416
▶後期高齢者医療制度＝内線1407

●国民健康保険料

市は、新型コロナウイルス感染症や物価上昇による市民生活への影響を考慮し、平成31年度から5年間、所得割率・均等割額を据え置いてきました。しかし、その間も医療費は増加しており、安定した国民健康保険事業を継続していくため、令和7年度は保険料率等を改定します(表1)。

表1 令和7年度 保険料率等
国民健康保険料

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	6.68%	2.24%	1.70%
均等割額	32,500 円	11,700 円	14,500 円
賦課限度額	640,000 円	230,000 円	160,000 円

保険料の軽減制度

- 所得が少ない世帯への均等割額の軽減(表2)
世帯主と加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)により、均等割額が軽減されます。前年の所得に応じて軽減されるので、収入や所得がなかった方も申告してください。
- 未就学児の均等割額の免除
未就学児は均等割額が無料です。申請は不要です。

表2 所得が少ない世帯への均等割額の軽減
国民健康保険料 後期高齢者医療制度

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7 割
43万円+(30.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5 割
43万円+(56万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2 割

65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減判定所得を算定します。

●後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度(75歳以上。一定の障害がある方は65歳以上)の保険料率等は、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行い決定しています。令和6年度と令和7年度の保険料は次のとおりです。

実際の保険料の算定には、所得に応じた軽減制度(均等割、所得割)があります。

均等割額
被保険者1人当たり
47,300円

+

所得割額
賦課のもととなる
所得金額*
×9.67%

=

年間保険料額
(賦課限度額は
80万円)

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の減免制度

- 所得が少ない世帯への均等割額の軽減(表2)
国民健康保険料と同様に、所得が少ない世帯の均等割額が軽減されます。
- 所得割額の軽減(表3)
被保険者本人の賦課のもととなる所得金額に応じて所得割額が軽減されます。
- 被扶養者だった方の軽減(表4)
後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料が軽減されます[所得が一定基準以下の軽減(表2)に該当する場合は、軽減割合が高いほうが優先]。

表3 所得割額の軽減
後期高齢者医療制度

賦課のもととなる 所得金額	軽減割合
15 万円以下	5 割
20 万円以下	2.5 割

表4 被扶養者だった方の軽減
後期高齢者医療制度

	加入から2年を 経過する月まで	加入から2年 経過後
均等割額	5 割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

立川まつり

国営昭和記念公園花火大会

7月26日㊤午後7時15分～8時15分(荒天中止)

問立川まつり国営昭和記念公園花火大会実行委員会 ☎(527)2700



特別協賛者観覧チケットを販売

7月1日(日)午前10時から販売開始。なくなり次第販売終了となります。お早めにお求めください。

●チケット種別(席種)と料金(いずれも税込)

3歳未満は膝上で鑑賞可。

- 2名様用レジャーシート付チケット(0.9m×1.7m)=13,200円
- 1名様用イス席チケット=8,800円
- 団体シートチケット(5m×5m。定員10人)=77,000円

●購入方法

- 楽天チケット インターネット購入のみ(右2次元コードから。購入後は、最寄りのセブン-イレブンまたはファミリーマートで必ず発券してください)
- チケットに関するお問い合わせ ☎050(5893)9366(受付時間=午前10時～午後5時、右2次元コードからもお問い合わせ可)



当日は交通規制があります。くわしくは、「広報たちかわ」7月10日号や花火大会公式ホームページでお知らせします。